

令和元年度

赤い羽根募金・歳末たすけあい募金にご協力をお願いします



日ごろは共同募金に対し、格別なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

共同募金は愛称を「赤い羽根共同募金」として、「社会福祉法」に基づいて成り立っており、民間の社会福祉事業に必要な資金を募るために10月～12月に展開されています。

この運動は昭和22年から続いており、豊田市では今年も区長さんや組長さんのご協力により赤い羽根募金と歳末たすけあい募金を同時に募集させていただきます。

皆様のあたたかいご協力をよろしくお願いします。

1 地域福祉推進のために

◎心配ごと相談事業 ◎福祉まつりの開催 ◎ボランティア事業

2 おとしよりのために

◎非常用物品支給事業 ◎長寿祝事業

3 障がいのある方のために

◎障がい児・者福祉活動

4 子どもたちのために

◎福祉実践教室

5 歳末たすけあいに

◎生活困窮世帯への支援

6 共同募金運動推進のために

◎募金運動活動資材費

7 全領域の福祉推進のために

◎社会福祉施設の整備費 ◎社会福祉団体の事業費 ◎募金運動推進活動費

※ 金額に定めはございません（ご寄付していただく方の自由です）。

※ 募金は決して強制ではありません。

不要なチラシ、封筒等は組長様へお渡しください。

●共同募金の趣旨

「社会福祉法」という法律に基づき「民間の社会福祉の推進」に向けて、社会福祉事業の推進のために活用するための募金です。

昨今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金を行っております。

また、大規模な災害が起こった際のそなえとして、各都道府県の共同募金会では、募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。この積み立ては、大規模災害が起こった際に、災害ボランティア活動支援など、被災地を応援するために使われています。

【問合せ】豊田市共同募金委員会 事務局 豊田市錦町1-1-1
 電話：34-1131 FAX：32-6011
 （日・月曜・祝日および年末年始は休業です）